

特許庁のアセアン知財協力について

—第7回日アセアン特許庁長官会合等の議論を中心に—

IP Cooperation Activities in the ASEAN Region

特許庁 総務部国際政策課多国間政策第三班長

武井 健浩

2002年特許庁入庁。生活機器、繊維包装機械、搬送組立の審査に従事するほか、調整課審査企画室、総務課、調整課等を経て、2016年4月より現職。

1 はじめに

2017年に創設50周年を迎えたアセアン（東南アジア諸国連合：ASEAN（Association of South-East Asian Nations））は、目覚ましい経済成長を維持し続けるとともに、総人口6億人を有する巨大市場となっている。

そして、経済成長に伴い国民所得が向上し、より品質の高い、価値ある製品やサービスが求められる中、そうした付加価値を獲得するために優れたイノベーションやデザイン、ブランドの構築が重要となり、円滑な知的財産権の取得や活用が不可欠となっている。

一方、アセアンにおける知的財産に関する取組を見ると、2017年2月には「AEC2025統合戦略アクションプラン」が公表¹され、それに含まれる「アセアン知財アクションプラン2016-2025」の下、アセアン知的財産協力作業部会（AWGIPC）によりアセアン地域の更なる経済発展に向けた取組も開始されている。

また、日本との関係を見てみると、アセアンは、我が国からの輸出額が、米国、中国に次ぐ規模であるなど重要な貿易相手であり、昨今、我が国企業の海外現地法人数が着実に増加する中、今後も我が国企業の事業展開先として非常に有望視される地域²である。

このような状況下、日本国特許庁は、これまでもアセアンへの知的財産権に関わる各種の協力を推進し、アセアンの経済発展、及び日本企業の現地進出、事業展開を後押ししてきたが、日本企業を更にサポートするため、AWGIPCと連携し、「知財ビジネス環境」を強化する新たな日アセアン知財協力の方向性を模索してきた。

そして、2017年5月に金沢で開催した第7回日アセアン特許庁長官会合において、今後の日アセアン知財協力の方向性を示す金沢知財共同声明³に合意した。

本稿では、これまでの日本国特許庁のアセアン知財協力に加え、上記第7回日アセアン特許庁長官会合等の取組を紹介しつつ、今後の日本国特許庁のアセアン知財協力とアセアンの知財環境向上の方向性を共有させて頂きたい。

なお、本稿は、筆者の個人的見解であり、組織の見解を表すものではない点ご了承頂きたい。

2 アセアンの現状について

アセアンは、1967年の「バンコク宣言」によって、東南アジアの政治的安定と、経済成長促進を目的として設立されている。原加盟国はタイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの5か国であり、1984年にブルネイが加盟後、加盟国が順次増加し、現在ではインドネシア、カンボジア、シンガポール、タ

1 [AEC 2025 Consolidated Strategic Action Plan] <http://asean.org/aec-2025-consolidated-strategic-action-plan/>

2 [国際協力銀行による調査結果 :2016年度海外直接投資アンケート調査結果 (第28回)] <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2016/1212-52056>

3 [金沢知財共同声明 (経済産業省 HP)] <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170517001/20170517001-1.pdf>

イ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10か国が加盟している。

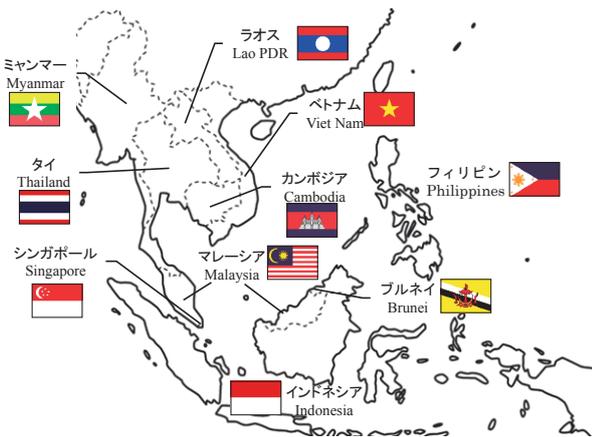


図1 アセアン地域の地図

2015年末にはアセアン経済共同体(AEC)が発足し、(i)モノの自由化(域内の関税撤廃、交通インフラ整備等)、(ii)ヒトの自由化(短期滞在ビザの撤廃、熟練労働者の移動自由化等)、(iii)サービスの自由化(出資規制緩和、金融機関の相互進出等)等が進められることになり、域内への投資がさらに加速すると見られている。

一方で、海外企業が進出し、事業展開する上で必要な知財環境を見てみると、アセアンは、経済の発展度合いや、言語・文化・宗教等といった点で多様性を有するのと同様に、アセアン各国の知的財産制度の整備状況も大きな差異が存在している。

アセアン各国を、その知的財産を取り巻く状況により大きく分けてみると、シンガポールは、アセアンの中で最も知的財産制度の整備が進んでいる国であるといえ、さらにアジアでの知的財産における中心的な役割(ハブ)を目指し、先進的な取り組みを続けている。マレーシア、フィリピン、ベトナム、タイ、インドネシアについては、知的財産制度がほぼ整備されているものの、審査の遅延、運用の不透明さ、知的財産保護水準の低さ等の課題も指摘されている。ブルネイは独自の制度が整備されてきたが更なる発展が期待される。カンボジア、ラオスについては、知的財産制度の発展が初期段階ということもあり、審査体制が整っていない。ミャンマーにあっては、知的財産法や知的財産庁が未整備の状態である。

	シンガポール	インドネシア	タイ	マレーシア	ベトナム	フィリピン	ブルネイ	カンボジア	ラオス	ミャンマー
人口 (100万人) ※1	5.54	255.46	68.84	31.00	91.68	102.15	0.42	15.54	7.03	51.85
GDP (US10億ドル) ※1	292.73	859.95	395.29	296.22	191.45	291.97	11.79	18.16	12.50	66.98
日本輸出額 (100億円) ※2	227.42	128.11	301.58	132.23	147.92	114.69	0.84	3.60	1.23	10.90
進出日本企業数 (構成比%) ※3	2,821 (17.9%)	2,021 (12.8%)	4,788 (30.4%)	1,672 (10.6%)	2,527 (16.0%)	1,334 (8.5%)	15 (0.1%)	227 (1.4%)	68 (0.4%)	286 (1.8%)
特許出願 (2014年) ※4	約10,300	約8,000	約7,900	約7,600	約4,500	約3,600	約120	約70	約50	-
マドプロ (効力発生日)	○ (2000/10/31)	-	-	-	○ (2006/7/11)	○ (2012/7/25)	○ (2017/1/6)	○ (2015/6/5)	○ (2016/3/7)	-
ハーグ協定 (効力発生日)	○ (2005/4/17)	-	-	-	-	-	○ (2013/12/24)	○ (2017/2/25)	-	-
PCT (効力発生日)	○ (1995/2/23)	○ (1997/9/5)	○ (2009/12/24)	○ (2006/8/16)	○ (1993/3/10)	○ (2001/8/17)	○ (2012/7/24)	○ (2016/12/8)	○ (2006/6/14)	-
PPH	○ (2009/7)	○ (2013/6)	○ (2014/1)	○ (2014/10)	○ (2016/4)	○ (2012/3)	-	-	-	-
CPG	-	-	-	-	-	-	-	○ (2016/7)	○ (2016/11)	-

※1 IMF-World Economic Outlook Databases (2016年4月版) ※2 財務省貿易統計(2016年度)
 ※3 帝国データバンク「ASEAN進出企業実態調査」(2016年5月17日掲載)、構成比%:アセアン各国に進出する日本企業の総数に対する比率
 ※4 WIPO IP Stats Data Center, Statistics in ASEAN IPOs

図2 アセアン各国の状況

3 知的財産に関するこれまでのアセアンの取組状況⁴

アセアンでは、1995年にアセアン特許庁や商標庁、ないしは、アセアン特許/商標制度の設立を目指すことを掲げ、AWGIPC設立や、行動計画を策定してきた。1998年のハノイ行動計画では、アセアン特許出願制度、商標出願制度を2000年までに施行するとして、期限を切った目標を掲げていた。しかしながら、資金的な問題や、特許協力条約(PCT)やマドリッド・プロトコル(マド・プロ)等の世界的規模のシステムが普及したことなどの理由から結局実現に至っていない。

この結果として、アセアン広域制度は下火となり、2004年の「ビエンチャン行動計画(アセアン知財アクションプラン2004-2010)」では、加盟国のPCTやマド・プロといった国際条約への加盟を目指すことが示され、事実、2004年のビエンチャン行動計画以降、現在に至るまでに、PCTには、ラオス、マレーシア、タイ、ブルネイ、カンボジアが加盟し、マド・プロについても、ベトナム、フィリピン、カンボジア、ラオス、ブルネイが加盟するとともに、インドネシア、マレーシア、タイも加盟に向けた準備をしている。

また、アセアン特許審査協力(ASPEC)と呼ばれる、知財庁間の審査協力プログラムも2009年に開始されている。これは、出願人の申請に基づき、アセアン各国の知財庁間で特許審査結果を共有し合うというものであり、特許審査ハイウェイ(PPH)と類似した制度である。

ハノイ行動計画以降の10数年の間にアセアンでは広域制度の創設を断念し、国際条約への加盟や審査結果の共有という現実的な協力を方向性を移してきた。

一方で、アセアン10カ国は、2015年のAEC設立を目指し、2007年にAECの具体的な中身を規定したAECブループリントをアセアン首脳会議において採択している。

アセアンは、AECの実現を目指す中、知的財産の面から貢献することを目的として、2011年には「アセアン知財アクションプラン2011-2015」を策定し、5つの戦略目標、及びその下に28のイニシアティブ、107の成果を定めている。

4 ジャカルタでASEAN知財協力を考える, 福永佳史, tokugikon, no.272, 2014.1.24

実際に2015年12月には、AECが設立されたものの、2025年までにAECを強化していくため、AECブループリント2025が策定され、その一部において「アセアン知財アクションプラン2016-2025」の概要が公開されている。

2017年2月には、AECブループリント2025を補完する統合戦略的行動計画(CSAP)にて、「アセアン知財アクションプラン2016-2025」の最終版が公表されるに至っている。



図3 知的財産に関するこれまでのアセアンの取組状況

この最終版である「アセアン知財アクションプラン2016-2025」は、4つの戦略目標、及びその下に19のイニシアティブが定められており、AECの特性を強化する一つの取組として、知財の保護・活用を強化し、知財環境の更なる発展を目指す今後10年のロードマップと位置づけられている。

4 日本国特許庁のこれまでの知的財産に関する取組

日本産業界からはアセアンに対して、「知的財産制度の整備・強化」、「審査の迅速化・品質向上」、「国際条約加盟などを通じた手続き簡素化」、「エンフォースメントの実効性強化」、「情報発信の充実・信頼性の向上」等の要望が示されている。日本国特許庁はこれらを踏まえ、さらに、アセアンの多様性、経済発展度合、知的財産制度等の整備状況の違いを考慮し、アセアン全体の底上げを後押しする多国間協力と、個別の国の実情に即した二国間協力とを使い分けた知財協力を実施し、アセアンの発展、ひいては日本企業のアセアンにおける事業活動を支援してきた。

4.1 日アセアン特許庁長官会合の開催

2012年に、日アセアン特許庁長官会合という議論の場が創設され、それ以来、その場を活用し、アセアン各国の特許庁長官と議論を交わしながら、具体的な協力計画の策定、実施レビューを毎年行っている。

具体的には、2012年2月に第1回会合を東京で開催し、日本国特許庁がアセアンの経済発展に向けた知的財産保護強化に協力することを確認した「東京知財共同声明」を採択するとともに、同年7月にシンガポールで開催した第2回会合において、日本とアセアン各国の知的財産庁との間で知的財産に関する日アセアン間の協力覚書を締結した。

2013年4月には、第3回会合を京都で開催し、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）や世界知的所有権機関（WIPO）といった関係機関との連携による模倣品対策等の協力推進、審査情報の共有等に係るIT支援の強化、審査実務への支援強化といった協力プログラムを策定した。

2014年7月には、第4回会合をベトナム・ホーチミンで開催し、日本国特許庁が長年積み重ねてきた経験を基に、各国に適した人材育成や業務管理スキームの構築、システム基盤強化の支援といった協力プログラムを

策定した。

2015年5月には、第5回会合を奈良で開催し、国際出願制度（マド・プロ）特有の実務、特許審査の品質管理、知財庁における人材育成、審査業務管理等を含む協力プログラムを策定するとともに、知財協力の深化を通じてアセアン経済共同体の実現に貢献することを確認し、「奈良知財共同声明」を採択した。

2016年7月には、第6回会合をインドネシア・バリで開催し、特許マニュアル（審査基準）の改訂/作成支援、ERIAによる出願件数の予測とアセアン各国知財庁への政策提言に関する研究に加え、審査の迅速化・品質向上に関する協力、国際条約への加盟等支援、人材育成支援などの協力事項を含む協力プログラムに合意した。

4.2 審査の迅速化、品質向上に関する協力

日本国特許庁がこれまで運用してきた審査基準に関する知見・経験を踏まえ、アセアン各国に対して、特許審査の拠り所となる審査基準の策定、改訂に寄与する研修を提供した。さらに、マレーシア、ラオス、フィリピンといった国との間では、各国の実情に応じて個別の支援を開始している。

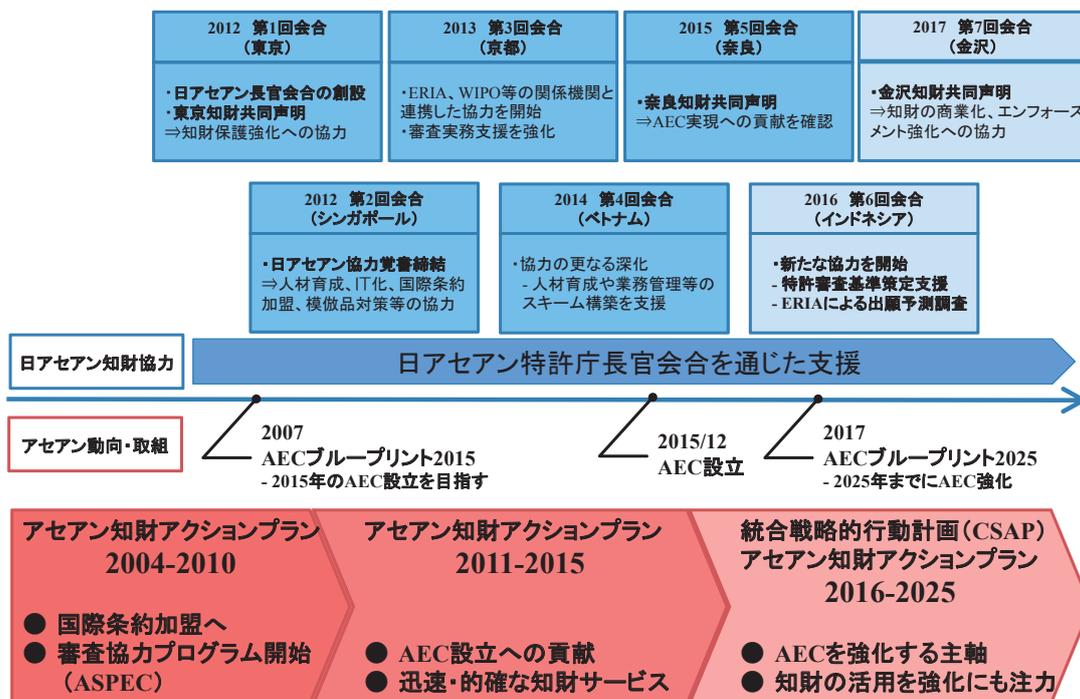


図4 これまでの日アセアン特許庁長官会合を通じた取組



図5 特許審査基準の担当者向け招へい研修

また、特許審査ハイウェイ（PPH）、特許の付与円滑化に関する協力（CPG⁵）という協力の枠組みを利用し、日本国特許庁の審査結果の共有を図っている。近年では、2016年4月にベトナムとPPHを開始し、2016年7月にカンボジア、2016年11月にラオスとCPGを開始した。これらを通して、アセアン地域における迅速・的確な権利設定に貢献している。

4.3 国際条約への加盟及び加盟後支援に関する協力

アセアン各国の国際条約加盟、及び加盟後の運用に関する支援を実施してきた。近年では、カンボジアが特許協力条約（PCT）・ハーグ協定、ラオスがPCT、ブルネイがマド・プロといった国際条約に加盟するに至った。このような支援を通し、各国への出願手続きの簡素化等にも貢献している。

4.4 人材育成及び業務管理に関する協力

アセアンに対する人材育成協力を積極的に実施してきた。例えば、審査実務・マネジメント、情報化に関する研修、アセアンの取締機関に対する研修等が挙げられる。

2016年度には、例えば、日本国特許庁の特許審査官をタイに派遣し、約50名に及ぶタイの新人特許審査官に関する研修も支援した。知的財産制度、知的財産庁の設立を目指すミャンマー向けの研修も実施した。

これまでアセアン各国から3,500人以上の研修生を受け入れるとともに、450人以上の専門家を派遣するなど、日本の経験共有を進めている。

1996～2016年度の研修生受入・専門家派遣総数

国名	受入総数	派遣総数
インドネシア	805(104)	112(1)
タイ	641(44)	92(3)
フィリピン	496(19)	54(2)
ベトナム	621(47)	92(2)
マレーシア	488(25)	43(4)
シンガポール	38(4)	21(2)
ラオス	107(13)	11(0)
カンボジア	130(13)	11(0)
ミャンマー	125(17)	7(3)
ブルネイ	27(1)	2(0)
合計	3478(287)	445(17)



アセアンの執行機関向け招へい研修



タイ新人審査官への研修支援

図6 人材育成

4.5 関係機関との連携による協力

日アセアン間の協力を推進するにあたり、他の機関とも連携している。国際協力機構（JICA）と連携し、日本国特許庁職員をミャンマー、インドネシア、ベトナムに派遣し、知的財産制度に関する各種プロジェクトを推進してきた。また、ERIAと連携し、知的財産に関わる調査研究を複数実施するとともに、WIPOとも連携し、研修事業なども着実に実施している。

5 [特許の付与円滑化に関する協力（CPG）について（特許庁 HP）] <https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/cpg.htm>

5 今後のアセアン知財協力とアセアンの知財環境向上の方向性について

5.1 日アセアンの協力体制の強化

これまで日本特許庁はアセアンへの知財協力を多国間、及び二国間のフェーズを使い分け、アセアン各国の実情に即した取組を推進してきたところ、アセアン側も日本をはじめとするダイアログパートナー（WIPO、EUIPO、EPO、USPTO 等々）との対話を通して、自らの取組を推進し、着実に権利設定機関としての能力を高めてきている。昨今では、「アセアン知財アクションプラン 2016-2025」にあるように、権利設定に関わる取組だけではなく、知的財産の商業化、執行機関との連携を含む知財エンフォースメントの強化についても、アセアン側は積極的に取組を開始している。

日本国特許庁は、このプランに即して日アセアンの知財協力を深化させていくために、AWGIPC との協力関係を強化し、実務者間での意見交換を重ねてきた。直近では AWGIPC 会合（2016 年 11 月のマレーシア開催の第 51 回 AWGIPC 会合、2017 年 2 月のラオス開催の第 52 回 AWGIPC 会合）への参加を重ね、アセアンの要望、取組のタイムライン等を踏まえた新たな日アセアン知財協力の方向性を模索してきた。

5.2 第 7 回日アセアン特許庁長官会合の開催⁶

2017 年 5 月に金沢で開催された第 7 回日アセアン特許庁長官会合において、今後 10 年を見据えた日アセアン知財協力の方向性の議論を行ったところ、アセアン側からは、知的財産権の設定や保護に限らず、その商業化や企業・大学との連携、若者への教育など幅広い分野での協力について要望が出されるなど積極的な取組姿勢が垣間見られた。これらの議論を踏まえ、これまでの日アセアン協力を継続しつつ、アセアン側の取組（ACE 設立、アセアン知財アクションプラン 2016-2025 最終版の実施）を踏まえた新たな協力（主に、アセアンにおける知財活用（知財の商業化、知財の普及啓発）、執行機関の連携強化）も加味した今後の協力方針である知財共同声明、及び 2017 年度の日アセアンの知財協力計画を最終合意するに至った。

6 [日アセアン知財共同声明採択及び知財アクションプラン合意（経済産業省 HP）] <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170517001/20170517001.html>



図7 第52回AWGIPC（ラオス・ビエンチャン）



図8 第7回日アセアン特許庁長官会合

5.3 アセアン特許庁シンポジウム 2017 の開催⁷

第7回日アセアン特許庁長官会合のために、アセアン各国の特許庁長官等が一堂に会する機会を活かして、「アセアン知財ビジネス環境」をテーマとしたシンポジウムも開催した。企業関係者、弁理士、大学関係者等を中心に200名近くが参加する中、このシンポジウムでは、日本国特許庁長官から日本のアセアンに対する知財協力の講演、日本産業界からアセアンの知財ビジネス環境への期待・要望等の講演、アセアン事務局から今後10年間のアセアンの知財アクションプランに関する講演、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイから、国際条約への加盟やIT化の推進、知財の商業化に向けた取組など、知財ビジネス環境の改善に向けた取組の紹介がなされた。加えて、パネルディスカッションも実施し、「迅速・的確な権利設定」、「アセアンの知財情報の提供の重要性」、「アセアン知財エコシステムの整備に向けたエンフォースメントに関する取組」をテーマに議論した。活発な意見交換となると

ともに、日本企業への情報共有に加え、日アセアンの相互理解の促進に繋がるなど有意義なシンポジウムとなった。

5.4 今後の方向性について

アセアンの知的財産に関する取組も20年余りが経過し、AECの強化に向けた知的財産制度強化・拡充だけでなく、アセアンにおける知的財産の活用促進が目指されている。そのような中、日本企業の現地進出、事業展開を後押しするためにも、アセアンの知財環境改善に向けた積極的な動きを捉え、日本国特許庁は積極的にアセアンとの知財協力を深化させていくことが重要である。一方で、アセアン各国の規模や発展レベルの違いを考慮した、カスタマイズされた協力が益々求められていることも十分に考慮する必要がある。このような点も踏まえ、引き続きAWGIPC会合との連携を強化しながら、第7回日アセアン特許庁長官会合で合意した知財共同声明に示された今後の協力方針の下、権利設定に係る基盤の強化、拡充に加え、権利活用の促進に向けたエンフォースメント強化に繋がる支援等も積極的に展開していきたいと考えている。

⁷ [アセアン特許庁シンポジウム2017等を開催しました(特許庁HP)] http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2017051901.htm



図9 アセアン特許庁シンポジウム 2017

6 おわりに

本稿では、今回の第7回日アセアン特許庁長官会合の結果を中心として、これまでの日アセアン知財協力の概要を紹介してきた。注目を集めるアセアン地域での日本企業の活躍を、知的財産の面から後押しする日本国特許庁の取組について、より良く多くのユーザーの皆様にご覧いただければ幸いです。